⑶期待運用収益	△ 696,923
⑷数理計算上の差異の費用処理額	10,775,119
⑸従業員拠出額	△ 1,632,991
⑹厚生年金基金団体における脱退事業所に係る配分加算額	272,370

⑷　退職給付債務の計算基礎

	当事業年度 （平成24年３月31日）
⑴退職給付見込額の期間配分額	期間定額基準
⑵割引率（％）	1.80％
⑶期待運用収益率（％）	2.08％
⑷数理計算上の差異の処理年数（年）	２年

（金融商品関係）

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人では、資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定及び「独立行政法人通則法第47条第１号の規定に基づく、独立行政法人日本芸術文化振興会が取得することができる有価証券の指定について（通知）」等に基づき、預金及び有価証券により行っております。なお、株式等は保有しておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

（単位：円）

区　　分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	貸借対照表日における時価	差　　額
⑴現金及び預金	5,664,765,636	5,664,765,636	0
⑵事業未収金	67,694,349	67,694,349	0
⑶未収金	13,671,838	13,671,838	0
⑷有価証券及び投資有価証券	64,403,670,945	63,103,170,000	△ 1,300,500,945
⑸長期性預金	11,300,000,000	10,581,561,480	△ 718,438,520
資　　産　　計	81,449,802,768	79,430,863,303	△ 2,018,939,465
⑹未払金	2,757,382,420	2,757,382,420	0
⑺リース債務	477,116,004	475,444,065	△ 1,671,939
⑻預り金	36,625,864	36,625,864	0
負　　債　　計	3,271,124,288	3,269,452,349	△ 1,671,939

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　事業未収金、⑶　未収金

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。なお、未収金については貸倒引当金を控除した額を記載しております。

⑷　有価証券及び投資有価証券、⑸　長期性預金

これらについては取引金融機関から提示された価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については（有価証券関係）に記載しております。

⑹　未払金、⑻　預り金

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑺　リース債務

リース債務については返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,664,765,636	—	—	—
事業未収金	67,694,349	—	—	—
未収金	13,856,838	—	—	—
長期性預金	—	—	—	11,300,000,000
合　　計	5,746,316,823	—	—	11,300,000,000

満期がある有価証券の決算日後の償還予定額については（有価証券関係）に記載しております。

（注３）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務	200,749,334	136,193,565	82,318,391	35,750,133	22,104,581	—
合　計	200,749,334	136,193,565	82,318,391	35,750,133	22,104,581	—

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報）

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年１月20日閣議決定）に基づき、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会との組織統合が措置されることとなっております。

損失の処理に関する書類

（平成24年７月23日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		151,668,159
当期総損失	151,668,159	
Ⅱ　損失処理額		
積立金取崩額	151,668,159	151,668,159
Ⅲ　次期繰越欠損金		0